

---

令和4年 第1回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和4年3月18日(金曜日)

---

議事日程(第5号)

令和4年3月18日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第15号 令和4年度高千穂町一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 令和4年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第19号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第20号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第21号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第19 発委第1号 高千穂町議会会議規則の一部改正について
- 日程第20 発委第2号 高千穂町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第21 発委第3号 ロシア軍によるウクライナ侵攻に抗議する決議について
- 日程第22 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第23 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第15号 令和4年度高千穂町一般会計予算
- 日程第2 議案第1号 高千穂町消防団条例の一部改正について
- 日程第3 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 高千穂町簡易水道給水条例の一部改正について
- 日程第5 議案第5号 公の施設に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第6号 道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第8号 高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第9号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第17号 令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第18号 令和4年度高千穂町下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第23号 令和4年度高千穂町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第4号 高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第14 議案第16号 令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第19号 令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算
- 日程第16 議案第20号 令和4年度高千穂町介護保険特別会計予算
- 日程第17 議案第21号 令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第22号 令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第19 発委第1号 高千穂町議会会議規則の一部改正について
- 日程第20 発委第2号 高千穂町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第21 発委第3号 ロシア軍によるウクライナ侵攻に抗議する決議について
- 日程第22 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第23 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについて

---

出席議員（13名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 藤田 利廣議員  | 2番 田中 義了議員  |
| 3番 佐藤さつき議員  | 5番 板倉 哲男議員  |
| 6番 磯貝 助夫議員  | 7番 本願 和茂議員  |
| 8番 中島 早苗議員  | 9番 馬原 英治議員  |
| 10番 坂本 弘明議員 | 11番 工藤 博志議員 |
| 12番 富高健一郎議員 | 13番 富高 友子議員 |

14番 佐藤 定信議員

---

欠席議員（なし）

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 甲斐 順生

書記 南條 良夫

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	甲斐 宗之	副町長	……………	藤本 昭人
教育長	……………	戸敷 二郎	総務課長	……………	佐藤 英次
財政課長	……………	興梠 貴俊	総合政策課長	……………	戸高 雄司
税務課長	……………	林 謙一	町民生活課長	……………	甲斐 利一
企画観光課長	……………	山下 正弘	福祉保険課長	……………	有藤 寿満
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				佐藤 峰史
農地整備課長	……………	江藤 武憲	建設課長	……………	甲斐 徹
会計管理者	……………	飯干 美恵	病院事務長	……………	須藤 浩文
保健福祉総合センター事務長	……………				興梠 晶彦
上下水道課長	……………	江藤 良一			
教育委員会次長兼教育総務課長	……………				河内 晴彦
監査委員	……………	中尾 清美			

---

午後 1 時 30 分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、こんにちは。

御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第 1. 議案第 15 号

○議長（坂本 弘明議員） 初めに、日程第 1、議案第 15 号令和 4 年度高千穂町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、一般会計予算審査特別委員長の報告を求めます。委員長、本願和茂議員、登壇願います。

○一般会計予算審査特別委員長（本願 和茂議員） 令和4年第1回定例会本会議2日目に付託されました、議案15号令和4年度高千穂町一般会計予算について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。

審査期間は3月8日から10日の3日間で、14の関係各課の審査を行いました。

令和4年度高千穂町一般会計予算総額は、対前年度プラス1.2%、9,800万円増の86億800万円となっています。

歳入の町税は、対前年度10.6%増の10億174万円を見込んでおり、コロナの影響が緩和されることを予測しての増となっています。

地方交付税は、対前年度3.8%増の39億2,311万円で、歳入の45.6%を占めています。

繰入金が2億7,840万円と前年度より大幅に増加している要因は、当初予算で財政調整基金2億2,432万円が計上されているためです。

町債はマイナス32.8%、2億9,490万円減の6億434万円となっています。

臨時財政対策債が1億2,536万円減となっており、令和4年度地方債計画（案）より前年比マイナス40%となっているためです。減額分については、交付税算入されるとの説明を受けました。

歳入当初予算の自主財源の占める割合は23%、19億8,008万円で、対前年比2億6,024万円、15.1%の増となっています。

依存財源は66億2,791万円で、歳入の77%を占めており、対前年比マイナス2.4%、1億6,224万円の減となっています。

歳出では、積載車4台の消防自動車更新事業費2,748万円、参議院議員、県知事、町長選挙の3選挙費3,602万円、西臼杵3公立病院統合再編準備室運営事業費3,341万円、県道歩道橋改良工事に伴う高質化負担金1億1,000万円を含む都市再生整備計画事業費1億2,000万円、九州中央自動車道関連事業費2,000万円、小水力発電施設整備事業費1億6,118万円、鉄道公園整備事業費2,843万円、まちづくり公社関連の予算である経済好循環創造プロジェクト事業費5,880万円等が新年度の主な事業となっています。

審査するに当たっては、収入見込額をどのように支出し、行政サービス、福祉の向上につなげるのか、基幹産業と経済を発展、活性化させる政策、事業に充当するのかに着目しました。また、適材適所で最大の効果が上がる予算計上であるか、これまでの予算・決算審議の附帯意見が反映されていたのかを踏まえて、慎重かつ真剣に審査を行いました。

10日の審査終了後、総務産業分科会、文教厚生分科会を設置し、各分科会においてさらに詳細な審査を行い、15日までに各分科会の意見を集約しておくよう申し合せました。

15日の14時10分から委員会を開催し、各分科会で附帯意見を集約し主査報告を行い、決定した附帯意見の内容は、以上のようになっています。

総務産業分科会主査報告。

税務課所管に関して。

1、相続人不在の空き家が増加傾向にあるため、相続人代表者の届けの提出がない場合は、早期に代表相続人の指定を行い、滞りなく税徴収するとともに、空き家の活用推進に寄与すること。

農林振興課所管に関して。

1、道の駅、がまだせ市場について、指定管理者を定める際は、事業計画について詳細に審査をした上で指定すること。

2、ファーマーズスクールについては、農業の研修体制だけでなく、住居など生活全般を支援できる体制を確立すること。

3、森林環境譲与税については、引き続き森林保全や再造林等の事業を行うとともに、これら事業についての周知徹底をすること。

4、全国和牛能力共進会について、好成绩を収めるようJAと協力すること。

財政課所管に関して。

1、ふるさと納税について、国の基準を遵守するとともに、関係事業者と常に連携し事業に取り組むこと。

2、鉄道関係施設の賃貸借契約について、適宜見直しを行うこと。

総合政策課所管に関して。

1、鉄道跡地公園化事業が継続可能な事業になるかどうか、詳細な収支計画を策定後、議会へ説明をするとともに、事業者の入札・契約についても、議会の同意を得た後に行うこと。

2、まちづくり公社の詳細な収支計画と人事計画について、適宜、議会に説明を行い事業を進捗すること。

建設課所管に関して。

1、空き家が有効活用されるよう、所有者等に対し行政の支援や民間サービスに関する情報提供を積極的に行うこと。

2、三田井・岩戸地区以外の地区においても、均衡あるまちづくりを推進すること。

企画観光課所管に関して。

1、移住定住業務委託については、委託先との情報共有を深めるとともに、より詳細な成果報告を求め、議会に適宜、報告すること。

2、真名井オフィスについて、IT企業などの誘致を進めるとともに、関係課及び関係事業者と協議し、施設全体の有効活用に努めること。

3、業務委託料、委託先、共に増加傾向にあるが、詳細な効果検証に努めること。

総務課所管に関して。

1、消防団について、操法大会の見直しや機能別団員制度の導入など、団員の負担軽減に努め団員確保を図ること。

2、防災・減災について、備蓄などの見直しを行い、町民の安心安全のために災害に備えること。

農地整備課所管に関して。

1、今後も国・県の有利な事業を確保するとともに、対象とならない場合については柔軟に単独事業を設計し、不公平感の解消に取り組むこと。

会計課所管に関して。

1、コンビニ収納の開始について、町民へ周知徹底をし、徴収率の向上に努めること。

文教厚生分科会主査報告。

福祉保険課所管に関して。

1、子育て支援事業の充実化を図り、事業を積極的に推進し、少子化対策に努めること。

2、高千穂産婦人科診療所については、引き続き利用しやすい環境づくりと地域医療の充実に努めること。

3、ときわ園については、指定管理者である社協との連携を強化し、入所率アップに努めること。

教育委員会所管に関して。

1、コロナ禍における教育現場の意見を聴取し、教育環境の改善を図ること。

2、高千穂高校の魅力化については、高千穂高校魅力向上推進委員会や担当課と一層の連携を図り、事業の推進に努めること。

3、2027年に開催される宮崎国民スポーツ大会、剣道部門の誘致に努めること。

保健福祉総合センター所管に関して。

1、新型コロナワクチン接種事業は長期化しているため、従事者の負担を考慮した勤務体制の確立を図ること。

2、不妊治療事業は、町民が気軽に利用できる環境づくりと懇切丁寧な対応に努めること。

3、給食宅配サービスは、社協と連携を深め、安定的な事業運営に努め独居老人の負担軽減を図ること。

町民生活課所管に関して。

- 1、マイナンバーカードは、有効活用（保険証等）の周知に努めること。
- 2、西臼杵広域行政事務組合との情報共有を図り、事業に反映させること。
- 3、総合窓口設置について、各課と協議すること。

以上30件を附帯意見といたします。

これまでの附帯意見に対する関係各課の対応については、努力されていることと改善されていることが十分うかがえる部署がほとんどではありましたが、協議や検討が実際に行われたのか曖昧な答弁があった部署、手持ち資料が少なく答弁できない回数が目立つ部署もありました。

企画観光課所管の移住定住業務委託事業については、多数の議員から質問が集中し、今後の対応や改善策等を協議した後、附帯意見集約までに報告を求めました。

そのほかにも委託料金が妥当であるのか不透明な事業もあり、今後、注視すべき施策や事業が例年より多いと感じる新年度予算であったかと思えます。

討論はありませんでしたが、そのようなことから採決の結果、本議案は賛成多数で可決すべきものと決しました。全会一致の賛成に至らなかったことは、町長をはじめ執行部全体で情報共有を徹底していただきたいと思えます。

また、町長が就任当初に言われていたとおり、各課の横断的な業務遂行をなお一層強めていただきたいと思えます。

今回の予算議案上程が、町長の1期目としては最後の予算となります。

就任当初からすれば、甲斐宗之町長のオリジナリティーやマニフェスト達成に向けた施策が数多く組み込まれた予算内容となっています。花が咲き始め満開になるには、もうしばらく時間が必要ではないかと思えますので、令和5年度予算を念頭に、任期満了まで全力で町政運営に取り組み、本町発展に尽力していただきたいと思えます。

最後に、本定例会で退職される4名の方々のセカンドライフが、輝かしい日々で満たされ、穏やかに過ごせることを祈念し、令和4年度一般会計予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、一般会計予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りします。ただいまの委員長報告質疑については、議長を除く全議員が委員となっておりますので、質疑は省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告に対する質疑につきましては、省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第15号に対する委員長の報告は、附帯意見を付して可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第15号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。ただいまの議決をもって、令和4年度一般会計予算審査特別委員会は設置目的の審査が全て終わりましたので、本日をもって終了することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会は本日をもって終了することに決定しました。

---

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第17号

日程第11. 議案第18号

日程第12. 議案第23号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第2、議案第1号から日程第12、議案第23号までの11件を一括議題とします。

初めに、この議案11件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、板倉哲男議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（板倉 哲男議員） 令和4年第1回高千穂町議会定例会、本会議2日目に総務産業常任委員会へ付託されました議案11件について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、その経過と結果を報告いたします。



審査は、3月4日、10日の2日間で主管課長及び担当職員出席の下、審査を行いました。

初めに、議案第1号高千穂町消防団条例の一部改正についてです。

今回の改正の要点は3点で、1点目は、火災や訓練で団員が出動した場合、これまで「費用弁償」としてのみ支給している手当に相当する額を「費用弁償」と「報酬」とする点です。

2点目は、活動時間に対する区分について、これまで「緊急時出動」と「5時間を超える消防活動」としていたものを、「5時間未満」「5時間以上8時間未満」「8時間以上」とする点です。

3点目は、ポンプ整備について、これまで「1回あたり」としていたものを「1台あたり月額」とする点です。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、費用弁償と報酬に分けるだけで、報酬全体の底上げにはなっていないのか。

答弁、そのとおりです。

質疑、本町の報酬はほかの市町村と比べて高いのか低いのか。

答弁、近隣自治体と比べ高く、また、消防庁が示した処遇改善の基準額を上回っています。

質疑、ポンプ整備について、月額としたのはなぜか。

答弁、ポンプの種類ごとで整備回数が異なっている現状があるため、毎月整備をしていただきたいという意図もあり、月額としました。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正は、育児休業法の改正に伴い人事院規則が改正されたため、改正するものです。

改正の要点は2点あり、1点目は、会計年度任用職員も育児休業を取れるようにすることです。

2点目は、育児休業を取りやすくするよう、勤務環境の整備に関する内容の追加です。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、現在の育児休業の取得状況は。

答弁、女性の対象者は全員が取得しますが、男性で取得した職員は今までおりません。

質疑、育児休業はどれくらいの期間が取れるのか。

答弁、最大3年間取れますが、1年程度で復職する人が多いです。また、1か月間だけなど短期間の取得もできます。

質疑、正職員と会計年度任用職員とでは育児休業の条件は同じになるという認識でよいか。

答弁、基本的な育児休業の取扱いとしては同じになります。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、男性職員の育児休業の取得率を上げるため、管理職において育児休業の取得を促すような指導や、取得しやすい職場づくりに努めるよう要望いたします。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についてです。

今回の改正は、令和2年度に統合した馬場簡易水道組合の水道使用料を、本年4月1日から上水道使用料と同額の基本料金と従量料金にするものです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、これまでも統合してから猶予期間を設けた後に料金を改正しているのか。

答弁、統合時点での料金改正が基本ですが、統合に向けた協議の過程で様々なケースがあり、統合時点で料金を改正する場合もあれば、今回のように猶予期間を設ける場合もあります。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号公の施設に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正の要点は2点で、1点目は、別表第1の中の「高千穂町農林水産物直売・食材供給施設」を「道の駅高千穂（物産館・レストラン）」に変更することです。

2点目は、別表第1の中に、「高千穂がまだせ市場鬼八の蔵」を追加することです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、今回の改正にはどういった意義があるのか。

答弁、名称変更については、条例中の施設名を分かりやすい名称にすることが目的です。鬼八の蔵の追加については、公の施設でありながら今まで本条例に記載がなかったため、今回追加します。

質疑、道の駅と鬼八の蔵で設置目的が若干異なるのはなぜか。

答弁、道の駅は道路利用者の利便性向上という目的があり、農家のためだけの施設ではないからです。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の制定についてです。

道の駅高千穂は平成15年3月29日に開業し、町の公の施設として管理・運営しています。

今後、町としては指定管理者による管理も視野にあることから、公の施設の設置目的を効果的に達成するために、民間活力を生かした管理運営を推進するべく、本条例を制定するものです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、条例で使用料を定めているが、以前から使用している人の使用料はどうなっているのか。

答弁、今までは規定として条例と同額の使用料を定めていましたが、使用料を頂く根拠として条例があるほうがよいということで、今回条例として定めています。

質疑、現在、コロナ禍ということもあり、現場の判断で使用料を減額しているようだが、条例制定後も減額は可能なのか。

答弁、減額について10条で定めているので、対応できます。

質疑、道の駅の運営を町の直営から指定管理者による運営に変更するという考えがあることについて、出荷者やレストラン運営者に説明はしているのか。

答弁、先月、説明会を行っています。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、2点を要望いたします。

1、指定管理者を定める際は、事業計画について詳細に審査をした上で指定をすること。

2、使用料については、四季の繁閑や社会情勢を踏まえ、必要に応じ柔軟に減免などの対応をすること。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正の要点は2点で、1点目は、令和3年度の人事院勧告に基づく期末手当の改正で、年間の支給月数を2.55月から2.40月にするものです。まず、令和4年6月、12月の期末手当の支給額を0.075月ずつ減額します。加えて、令和3年度に減すべきであった相当額を6月の期末手当から減額する点が、例年とは異なります。

2点目は、看護師、保育士の給料表の5級の2に、課長補佐を新たに設けるものです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、なぜ12月から減額せずに6月で減額するのか。

答弁、政府の方針により、新型コロナ第5波が落ち着いた後の年末において、消費を冷え込ませることのないよう、12月では減額せずに6月で減額するとなりました。

以上で質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正について、及び議案第9号高千穂町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての2件について、一括して報告します。

今回の改正は、令和3年度の人事院勧告に基づく期末手当の改正で、年間の支給月数を2.95月から2.85月にするものです。ただし、議案7号と同じく令和4年6月、12月の期末手当の支給額を0.05月ずつ減額します。加えて、令和3年度に減すべきであった相当額を

6月の期末手当から減額する点が例年とは異なります。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、職員が0.15月減であるのに、なぜ特別職は0.10月減なのか。

答弁、はっきりした理由は示されていないが、職責の違いや職員には勤勉手当が別途支給されていることが影響しているのではないかと思います。

以上で質疑を終了しました。

議案第7号・8号・9号に対する委員会の意見として、2年連続の引下げであり、新型コロナウイルス感染症による民間企業への影響の大きさがうかがえる。職員及び特別職は、住民全体の奉仕者であることを強く自覚するとともに、議会・執行が建設的な議論を重ね、より質の高い公共サービスを提供していくことを要望いたします。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,046万9,000円です。

歳入の主なものは、使用料6,156万1,000円、一般会計からの繰入金2,816万円が主なものです。

歳出の主なものは、各種保守管理業務や変更認可申請設計業務などの委託料、光熱水費や修繕料などの需用費、水質検査等手数料などの役務費、職員の人件費です。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、未統合の簡易水道組合はいくつあるのか。

答弁、11組合です。町としては今後も統合を推進していきます。

質疑、業者に委託する場合は見積りを取っているのか。

答弁、必ず3社ほどの見積りを取り、安いところに委託しています。

質疑、変更認可申請設計業務の委託とはどのような業務か。

答弁、給水区域を拡張するところが1か所、水源地変更の可能性があるところが1か所あり、それぞれ認可申請のための設計を含めた書類の整備を委託します。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、未統合の組合がまだあるが、給水人口の減少や高齢化などにより、今後、維持管理が難しくなる可能性がある。施設の適切な維持管理には長期的な経営の視点も必要であり、将来的には簡易水道も企業会計に移行する必要があると思われる。引き続き統合に向けた協議を進めることを要望いたします。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計予算についてです。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億5,186万円です。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金1億4,084万8,000円、下水道使用料7,500万円です。

歳出の主なものは、長期債元利償還金、マンホールポンプや高千穂浄化センター管理委託料などの下水道管理費、真名井橋梁架け替えに伴う下水管移設工事や下水道施設監視装置システム更新などの下水道事業費、職員の人件費や公営企業会計移行業務委託料などの一般管理費です。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、高千穂町の下水道使用料は高いのか安いのか。

答弁、現時点では料金を安く抑えています。大きな改修や修繕が発生すれば、より多くの繰入金が必要となるのが実情です。今後は、使用料の引上げも検討が必要になると思います。

質疑、公営企業会計への移行に向け動いているが、公営企業会計のメリットは何か。

答弁、現在は特別会計で単年度の経営計画となっているが、企業会計に移行することで資産価値を明確にし、耐用年数や更新計画などを踏まえ、長期的な経営を正確に把握できるようになります。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、下水道事業は観光地である高千穂町にとっては必要不可欠な事業である。一方で、近年は人口減少に伴い、下水道に接続済みの住宅であっても空き家になっているケースも見られる。接続世帯数を維持するためにも、建設課において策定中の町中心部の居住誘導や施設の集約を図る高千穂町立地適正化計画を推進することを要望いたします。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号令和4年度高千穂町水道事業会計予算についてです。

収益的収入及び支出の総額は収入支出それぞれ1億4,638万1,000円です。

収益的収入の主なものは水道使用料です。

収益的支出の主なものは、職員の人件費、水道施設の維持・管理・保守に必要な委託料、電気料、修繕料、水質検査手数料などです。

資本的収入は2,400万3,000円で、企業債と補償金です。

資本的支出は3,905万7,000円で、主なものは、企業債償還金、道路改良に伴う配水管改良工事や老朽管布設替え工事などの工事請負費、管路施設更新計画策定業務などの委託料などです。

以上の説明を受け質疑に移りました。

質疑、松能橋田口野線の水道管移設工事設計業務があるが、建設課から今も用地交渉中と聞いている。今の段階で水道管の移設を進めることができるのか。

答弁、道路の設計はできているので、それに併せて水道管移設の設計までする予定です。実際の移設工事は道路工事に併せてする予定です。

質疑、水道料金適正化業務委託と管路施設更新計画策定業務委託があるが、令和4年度中にそれぞれ終了するのか。

答弁、どちらも令和4年度中に終了予定です。それを基に管路施設更新のために必要な費用を調達するため、料金改正を含めた検討を行う予定です。

質疑、料金の見直しはいつ頃を予定しているのか。

答弁、令和4年度中に料金見直しのための基礎資料を整備しますが、料金改正の時期は未定です。

以上で質疑を終了しました。

委員会の意見として、給水人口が減少しており、給水収益が減少傾向にある。令和4年度予算は収益的収入と費用が同額となっており、今後は赤字となる可能性もある。水道施設の老朽化も進んでおり、施設の更新を計画的に行う必要がある。将来にわたって安定的に事業を継続していくための計画と体制づくりを要望いたします。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案11件の審査報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号から議案第23号の討論、採決を行います。

初めに、議案第1号高千穂町消防団条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第1号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第1号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第2号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第2号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第3号高千穂町簡易水道給水条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第3号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第3号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号公の施設に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第5号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第5号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号道の駅高千穂の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第6号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第6号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第7号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第7号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号高千穂町長等の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第8号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第8号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第9号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきもの



と決した旨の報告でありました。

よって、議案第9号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号令和4年度高千穂町簡易水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第17号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第17号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号令和4年度高千穂町下水道事業特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第18号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第18号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第23号令和4年度高千穂町水道事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第23号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきも

のと決した旨の報告でありました。

よって、議案第23号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第13. 議案第4号

日程第14. 議案第16号

日程第15. 議案第19号

日程第16. 議案第20号

日程第17. 議案第21号

日程第18. 議案第22号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第13、議案第4号から日程第18、議案第22号までの6件を一括議題とします。

初めに、この議案6件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（磯貝 助夫議員） マスクを取って報告させていただきます。

令和4年第1回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された福祉保険課所管3件、保健センター所管2件、町立病院所管1件、計6件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第41条の規定により、下記のとおり報告いたします。

福祉保険課所管。

議案第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正について。

現在の国の健康保険制度においては、後期高齢者に比して現役世代の保険税負担が大きいことから、子育て世帯の負担軽減を図るために、国民健康保険税の未就学児に係る被保険者均等割額をさらに減額するものです。

低所得世帯に対する応益保険税の軽減措置に変更はなく、対象者は未就学児の被保険者であり、7割軽減世帯は8.5割に、5割軽減世帯は7.5割に、2割軽減世帯は6割に、軽減なしの世帯は5割にそれぞれ軽減されます。

軽減分の補填分担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1であり、2月時点で高千穂町における軽減者数は73人、軽減額は計63万円程度になると試算しております。

また、今後の現役世代の負担を抑え、保険制度の良好な運営のために後期高齢者医療制度の見

直しがあり、医療費の窓口負担割合が変更されますとの説明を受けました。

質疑、対象者に対する周知はどのようにするのか。

答弁、基本的には課税される段階で自動的に処理されるが、広報誌などへの掲載により周知する。

質疑、本改正で対象世帯以外の被保険者に影響はないのか。

答弁、他の被保険者には影響はなく、対象世帯が減税になる。

委員会から、改正による業務の円滑な移行と対象者への周知を要望した。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第16号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計予算。

事業勘定の歳入歳出はそれぞれ17億6,634万9,000円であり、前年度比1,953万5,000円、1.1%の減です。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億8,990万6,000円、県支出金12億9,536万3,000円などであり、歳出の主なものは、保険給付費12億3,190万2,000円、国民健康保険事業費納付金4億831万9,000円です。

2月1日現在で国保加入世帯は1,970世帯、被保険者数は3,203人であり、昨年比マイナス28世帯、マイナス128人です。

また、特定健診の受診率は57.7%で年々増加傾向にあり、より一層の受診率アップを目指し、医療費抑制につなげるよう努力していきたいと説明を受けました。

質疑、医療費を抑えるためにも、ジェネリック医薬品の普及が必要とのことであったが進んでいるのか。

答弁、町病院においては100%に近い普及率であると聞いている。

質疑、特定健診者数は健診を受けた人だけか。

答弁、特定健診に見合った内容であれば、病院での定期受診者で含まれる人もいる。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第21号令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億8,002万円であり、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億1,607万8,000円、繰入金5,597万5,000円であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,108万7,000円です。

被保険者数は2,661人であり、前年度比マイナス18人です。

以上説明を受けました。

質疑、2年度決算では100%の保険料徴収であったが、現状はどうか。

答弁、100%を目指し頑張っている。4年度も100%を目指す。

質疑、コンビニ収納はどのようになるのか。

答弁、令和4年度から開始することとしている。

委員会から、3年度及び4年度も保険料徴収率100%を目指し、福祉保険課一丸となって努力するよう要望しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

続きまして、保健センター所管。

議案第19号令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算。

歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ1,344万2,000円であり、前年度比102万5,000円の増です。

歳入の主なものは、介護認定審査会負担金1,344万1,000円であり、歳出の主なものは、審査会費561万2,000円、事務局費782万9,000円です。

質疑、介護認定審査会負担金1,344万円の内訳は。

答弁、3町均等割による負担金が3町分の963万円と高千穂町が1名の正職員を輩出しているので、報酬の2分の1の381万円を町が負担している。

質疑、近年の介護認定者数の推移は。

答弁、介護認定者数は、平成30年度751人、令和元年度776人、令和2年度772人と大きな変動はない。

委員会から、民生委員や病院の先生との連携と情報の共有により漏れないよう、また、認定審査が円滑に行われることを要望した。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第20号令和4年度高千穂町介護保険特別会計予算。

保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億5,942万5,000円で、前年度比9,096万6,000円の増、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,141万円で、前年度比127万9,000円の減となっています。

質疑、認知症カフェの現状は。

答弁、補助を受けている団体が5団体あり、3団体の補助期間3年が終わる。補助なしで行っているところが10から12地区ある。

質疑、介護給付費等費用適正化事業費が昨年度比マイナス104万9,000円であるが、企業への委託を廃止するのか。

答弁、国保連が行う、医療と介護の給付の状態が正しく行われているかを調査する事業は続けるが、業者委託の適正化支援システム保守を来年度から廃止する。

委員会から、認知症カフェなど地域支援事業予算の獲得により、高齢者が元気で長生きできる

環境の充実と委託事業の見直しにより、無駄のない事業予算の計上に努めるよう要望した。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、町病院所管。

議案第22号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算。

病院事業収益は20億8,273万4,000円で、前年度比1.3%増であり、医業収益が18億9,011万5,000円で0.5%増、医業外収益1億9,261万9,000円で10.0%の増です。

病院事業費用は23億9,366万9,000円で1.8%増であり、医業費用が22億4,704万3,000円で1.7%増、医業外費用は1億4,662万4,000円で3.5%増です。

その他、詳細にわたる説明を受けました。

質疑、4年度も医師の数は変わらないのか。

答弁、現在、内科医は5名であるが、1名減るので医師数は12名になる。

質疑、修学資金貸付金が220万の減であるがどうしてか。

答弁、3年度卒業予定であるための減額である。これまでに医学部3名、薬学部2名が修学資金を活用し、医学部卒業生が1名、薬学部卒業生が1名であり、薬学部卒業生は現在町病院で勤務をしている。

質疑、コロナ対応病棟の状況は。

答弁、3病床確保しており、一時期利用もあったが現在は空いている状況である。

そのほかに駐車場整備内容、草刈り委託状況、看護師の勤務状況、職員の給与などについて質疑、答弁を行いました。

委員会から、コロナ対応の万全と高千穂町立病院統合については、西臼杵地域広域病院統合再編準備室との連携を図るよう要望いたしました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の審査報告といたします。文教厚生常任委員会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号から議案第22号の討論、採決を行います。

初めに、議案第4号高千穂町国民健康保険税条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第4号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第4号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号令和4年度高千穂町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第16号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第16号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第19号令和4年度西臼杵地域介護認定審査会特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第19号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第19号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号令和4年度高千穂町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第20号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第20号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号令和4年度高千穂町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第21号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第21号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第22号令和4年度高千穂町国民健康保険病院事業会計予算の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第22号に対する委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第22号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、午後2時40分まで休憩いたします。

午後 2 時 33 分休憩

午後 2 時 40 分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 19. 発委第 1 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 19、発委第 1 号高千穂町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。初めに、事務局長に提出の趣旨説明を述べさせます。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 発委第 1 号高千穂町議会会議規則の一部改正につきましては、議員活動の利便性の向上とペーパーレスを目的に、議員、執行部共にタブレットを導入いたしました。

それに伴いまして、議場、委員会会場におけるタブレット端末等の使用に関する規定の整備、その他会議の実情に応じた所要の見直しを行うため、高千穂町議会会議規則を改正するものです。以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で趣旨説明が終わりました。

お諮りします。発委第 1 号は、質疑を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、発委第 1 号については、質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第 1 号高千穂町議会会議規則の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第 1 号は、原案のとおり可決されました。



## 日程第20. 発委第2号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第20、発委第2号高千穂町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に提出の趣旨説明を述べさせます。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 発委第2号高千穂町議会委員会条例の一部改正につきましては、重大な感染症の蔓延防止措置、または大規模な災害等の発生等により、委員会の開催場所への参集が困難と判断された場合の開催方法としてオンライン委員会を行うために、高千穂町議会委員会条例を改正するものです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で趣旨説明が終わりました。

お諮りします。発委第2号は、質疑を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号については、質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第2号高千穂町議会委員会条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。発委第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21. 発委第3号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第21、発委第3号ロシア軍によるウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題とします。

なお、この発委は、お手元に配付のとおり、議会運営委員長から提出されたものであります。

初めに、事務局長に決議文を朗読させます。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 発委第3号ロシア軍によるウクライナ侵攻に抗議する決議に

つきましては、ロシア政府は、国際社会が強く自制を求める中、ウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは明らかに国連憲章に違反し、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かす行為でありますので、断じて容認できないため、抗議するものです。

それでは、決議文を読み上げます。

ロシア軍によるウクライナ侵攻に抗議する決議。

ロシア政府は、国際社会が強く自制を求める中、2月24日、ウクライナへの軍事侵攻を行った。このことは明らかに国連憲章に違反し、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かす行為であり、断じて容認できない。

本町議会は、ロシア軍による一連の軍事侵攻とウクライナへの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、ロシア軍をウクライナから即時に完全かつ無条件で撤退させ、誠実に国際法を遵守し、平和的な対応をするよう強く求める。

また、政府においては、邦人の確実な保護や我が国への影響対策について万全を尽くされるよう要請する。

以上決議する。令和4年3月18日、宮崎県高千穂町議会。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で朗読が終わりました。

発委第3号については、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号については、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより採決を行います。発委第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

なお、決議文の取扱いにつきましては、議長に一任願います。

---

## 日程第22. 閉会中の継続調査の申出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第22、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、各委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第23. 九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについて

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第23、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会の中間報告を求めることについてを議題とします。

お諮りします。九州中央自動車道整備促進対策特別委員会から調査中の事件について中間報告を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。

よって、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会から調査中の事件について、中間報告を求めることに決定しました。

ここで報告を求めます。委員長、佐藤定信議員、登壇願います。

○九州中央自動車道整備促進対策特別委員長（佐藤 定信議員） 令和3年10月、第3回定例会において九州中央自動車道整備促進対策特別委員会が設置されました。その後の経過について報告します。

3年12月2日、第1回特別委員会を中会議室にて全員出席の下、開催しました。

建設課長、補佐、対策専門員に出席いただき、九州中央自動車道の現状について説明を求めました。

2018年、雲海橋—深角間2.8キロメートルが開通、2021年、深角—平底間2.3キロメートルが開通しました。総延長95キロメートルのうち供用率32%とのことであります。

熊本県側においては、山都中島西—矢部間10.4キロメートルが令和5年度に開通予定、蘇陽—五ヶ瀬間7.9キロメートルが令和2年3月事業化となりました。

宮崎県側は、五ヶ瀬東—高千穂間9.2キロメートルが平成30年3月、新直轄方式で事業化となり、現在、地権者との交渉、工所用道路の設計等が行われているとのことであります。あわせて、押方、芝原方面の建設予定地の説明も受けたところであります。

令和3年度事業化となりました高千穂—雲海橋間3.3キロメートルの中心杭打ち式が本年1月15日、自然休養村管理センターで行われ出席しました。河野知事、沿線自治体の首長、本県選出国會議員等約50名出席の下、執り行われました。

高千穂—雲海橋間3.3キロメートルは、災害時の支援道路として信頼性の高い高速ネットワークを形成するとともに、現道の既設橋の老朽化による通行止めのリスクを回避し、地域産業

を支え、代替路を確保する道路となります。

五ヶ瀬一高千穂間9.2キロメートルの着工式が3月6日、五ヶ瀬総合公園Gパークで行われ出席しました。

先ほど報告のとおり、令和3年度事業化となりましたが、トンネル6か所、橋10本と構造物の多い区間となるとのことであります。

大雨や大規模地震などの災害発生時に国道218号の代替道路となり、県北地域と熊本方面を結ぶ唯一の緊急輸送道路としてはもちろん、救急医療アクセスの向上や観光振興にも大きく寄与するものと思われまます。

また、中央道の重要性、必要性に鑑み、今後の工事が順調に計画どおり行われるよう、その対応と対策を議会、執行共々共有し、早期完成に向けて努力していくことが求められるということで、特別委員会として本日本会議終了後、町長に提言書を提出することといたしました。

中央道の早期完成は、郡民、また県民にとって悲願であり、委員会として今後とも積極的に活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様方のさらなる御支援、御協力賜りますようお願い申し上げます、経過報告といたします。委員長、佐藤定信。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会委員長からの中間報告が終わりました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和4年第1回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

去る3月2日に開会をいただきました本定例会におきましては、令和4年度の各会計当初予算、本年度補正予算、条例改正、また教育委員の任命同意など27件の重要案件につき、17日間にわたりまして慎重かつ熱心に御審議をいただき、いずれの議案も原案どおりに御承認をいただきました。誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

特に、一般会計当初予算案につきましては、特別委員会を設置いただいた上で、詳細に審査をいただき、様々に御意見、御提言も頂戴したところでありまます。新年度の効果的な予算執行と必要に応じて改善を加えながら、さらに充実した事業展開につなげてまいりたいと存じます。

さて、今議会では、災害発生への対応について、特に水道施設の災害対策等についても、有意義な議論ができたと感謝を申し上げます。

おととい16日の深夜には、東北地方で多くの地域で最大震度6強という大変大きな地震が発生をし、残念ながらお亡くなりになられた皆様方も多数おられ、大変な状況を目の当たりにいたしました。私としても、常在危機の思いを新たにいたしましたところでございます。

お亡くなりになりました皆様方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様方に

心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

水は生活に欠かせないものであり、災害対応も見据え、安全、安心で安定的な水の供給は大変重要なことでもあります。災害にも備えた対策についても、しっかりと検討し対応を図ってまいります。

本日は、恵みの雨が降っておりますが、現在の町内各地での水不足あるいは今後の農作物の対応などを考え、早い段階である程度まとまった雨を期待したいというふうに思います。

また、国際情勢では、ロシアのウクライナ侵攻報道を目にするたび、心が痛み、いたたまれない気持ちになります。

高千穂峡では、ウクライナ国旗と同じ黄色とブルーのライトアップを行い、平和への願いを発信しておりますが、皆様方とともに一日も早く武力を用いた紛争が終結し、地域に平穏が戻ることを願います。

結びになりますが、議員各位におかれましては、今後とも御多忙な日々が続くと存じますが、新型コロナの完全収束もまだまだ見えない状況もございますので、くれぐれも健康管理には御留意の上、引き続き本町発展のため御尽力をいただき、また御協力、御提言を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

3月2日から本日までの17日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議賜り、また、議事運営に対しまして御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

今期定例会におきましては、令和4年度の予算議案や条例改正案など提案された全議案が可決され、今後の行政運営に対する要望も提言されたところであります。

執行部におかれましては、この提言をお酌み取りいただき、可能なものから早急に反映していただくよう望むものであります。

また、本年3月いっぱい退職されます職員の皆様におかれましては、長年にわたり行政の中で本町活性化発展に勤労されたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。今後とも本町活性の中心となられ、御尽力をお願い申し上げますとともに、第2の人生を満喫していただければ幸いです。議会を代表してお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

結びに、議員各位並びに執行部ともに、さらなる町政発展に一層の御尽力をお願いし、閉会の挨拶といたします。

---

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これで、令和4年第1回高千穂町議会定例会を閉会いたします。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後 2 時59分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員